

○財務省告示第三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年四月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法
債市場特別参加者・第I非価格

十四

初期
利子

令和元年九月二十日を支払期と

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{365} \times 21$$

る。定算する期日に払い込むものとす。
 り算出した金額を第二十号に
 払込金額を加え、第二次算式によ
 募入金決定の通知を受けた者は、
 年〇・一パーセントの受けた者は、

十三

の経過
払込
み

利率
子率

ロ

額面金額百円につき百一円三十二銭
 一銭以上のそれぞれに応募価格
 額面金額百円につき百一円三十

十一

発行
行日

平成三十一年四月十日

す。額の整数倍の金額によるものと
 の記載又は記録は、最低額面金
 の記載又は記録は、最低額面金
 の記載又は記録は、最低額面金

九 八

振替
単位

五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の記載又は記録は、最低額面金

最低
額面
金

五万円

争入札
非価格
争入札
非価格

